

佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用許諾申請書

佐渡市博物館マスコットキャラクターイラストの使用にあたり、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱及びガイドラインの規定に承諾し下記のとおり申請します。

申請者	住所	〒 -
	氏名 (団体名)	
	担当者 連絡先	
使用目的	使用区分 (該当するものを選択)	☐ (1) 島内産品若しくは島内産品を使用した商品の包装等への使用又は当該商品を宣伝する看板、チラシ、ポスター、SNS、ホームページその他の広報媒体（以下「広報媒体」という。）への使用 ☐ (2) 市のPR又は地域振興を目的としたイベントを宣伝する広報媒体又は記念品等への使用 ☐ (3) 市のPRを目的とした雑誌、テレビ番組等への掲載 ☐ (4) 次に掲げる企業、団体等の名刺等への使用 ア 第1号に掲げる事業を行う企業、団体等 イ 市の事業において連携協定を締結している企業、団体等 ☐ (5) 前各号に掲げるもののほか、佐渡市教育委員会が認めるもの (佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱第4条第1項)
		(〇〇の印刷物に使用、部数、配布先、使用場所など具体的に記入。)
使用期間	(使用期間が決まっている場合)	
その他		

※別紙誓約書を添付すること。

別紙

誓約書

当社（個人である場合は「私」、団体である場合は「当団体」）は、佐渡市博物館マスコットキャラクターイラストの利用許諾を申請するに当たり、現在下記要件の全てを満たしており、使用期間及び使用期間終了後の5年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

記

- 1 利用許諾申請の内容を適正かつ確実に実施できること。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員に該当しないこと。
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者に該当しないこと。
- 4 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者に該当しないこと。
- 5 市税等を滞納していないこと。

年 月 日

佐渡市長 渡辺竜五 様

申請者

住所

氏名

（団体の場合は団体名及び代表者名）

※自署又は記名押印